

国の基本指針の概要

第 1 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念

○次に掲げる点に配慮して障がい福祉計画等を作成することが必要である。

1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

- ・障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮する。
- ・障がい者等が必要とする障がい福祉サービス等を受けながら自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進める。

2 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

- ・障がい者等が地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

- ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整え、地域生活支援の拠点づくり等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。【新規】

4 地域共生社会の実現に向けた取組【新規】

- ① 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り
- ② 制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組
- ③ 医療的ケア児についての包括的な支援体制の構築【新規】

5 障がい児の健やかな育成のための発達支援【新規】

・障がい児通所支援及び障がい児相談支援については市町村を実施主体の基本とし、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図る。

・障がい児のライフステージに沿って、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

・全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

二 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

○次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
 - ・訪問系サービスの充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。
- 2 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
 - ・希望する障がい者等に日中活動系サービスを保障する。
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
 - ・地域における居住の場としてのグループホームの充実を図る。
 - ・入所等から地域生活への移行を進める。
 - ・障がい者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにする。
 - ・地域生活支援拠点の整備を図る。
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
 - ・障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 相談支援体制の構築
- 2 地域生活への意向や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障がい等に対する支援【新規、県】
- 4 協議会の設置等【障がい者福祉専門分科会を設置済み】
 - ・障がい者等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障がい者等及びその家族、障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

四 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方【新規】

○乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容の推進
 - ・保育所等訪問支援を活用し、育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することで、地域社会への参加・包容の推進の推進を図る。

4 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

- ① 重症心身障がい児に対する支援体制の整備
- ② 医療的ケア児に対する支援体制の充実
- ③ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実
- ④ 虐待を受けた障がい児等に対する支援体制の整備

5 障がい児相談支援の提供体制の確保

・質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図る。

第2 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成28年度末時点の福祉施設に入所している障がい者のうち、平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。

平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

※第4期計画の基本指針

- (1) 平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- (2) 平成29年度末時点の施設入所者数を、平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本とする。

二 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

1 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況【新規、県】

平成32年度末までに全ての圏域ごとに、精神障がい者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

2 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況【新規】

平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

3 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

平成32年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び平成32年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、県が定める値に基づき、目標値を設定する。

4 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）

入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率に関する平成32年度における目標値を設定する。

目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については84%以上とし、入院後1年時点の退院率については90%以上とすることを基本とする。

※第4期計画の基本指針

- (1) 入院後3か月時点の退院率については、平成29年度における目標を64%以上とすることを基本とする。
- (2) 入院後1年時点の退院率については、平成29年度における目標を91%以上とすることを基本とする。
- (3) 長期在院者数については、平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減することを基本とする。

三 地域生活支援拠点等の整備

平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

※第4期計画の基本指針

平成29年度末までに各市町村又は各圏域（都道府県が定める障害福祉圏域）に少なくとも1つを整備することを基本とする。

四 福祉施設から一般就労への移行等

○平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。

当該目標値の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを旨とする。

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。【新規】

※第4期計画の基本指針

- (1) 就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを旨とする。
- (2) 事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを旨とする。
- (3) 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値の設定に当たっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。

五 障がい児支援の提供体制の整備等【新規】

1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。

平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

2 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。

3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

第3 計画の作成に関する事項

一 計画の作成に関する基本的事項

1 作成に当たって留意すべき基本的事項

- ① 障がい者等の参加
- ② 地域社会の理解の促進
- ③ 総合的な取組

2 計画の作成のための体制の整備

- ① 作成委員会等の開催【障がい者福祉専門分科会での審議】
- ② 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携
- ③ 市町村と都道府県との間の連携

3 障がい者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

・アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査等を行うことが適当である。

4 障がい児の子ども・子育て等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備【新規】

・障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて把握し、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等における障がい児の受入れの体制整備を行うものとする。

5 区域の設定【県】

6 住民の意見の反映

- ・障がい者等を含む地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めること。

7 他計画との関係

- ・障がい者計画、地域福祉計画などで障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする必要がある。

8 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置

二 市町村障がい福祉計画及び市町村障がい児福祉計画【新規】の作成に関する事項

1 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

- ・障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制を確保するため、成果目標を設定する。

2 各年度における指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

① 各年度における指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み

- ・平成32年度までの各年度における指定障がい福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

② 指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

- ・指定障がい福祉サービス等の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

③ 地域生活支援拠点等の整備

④ 圏域単位を標準とした指定障がい福祉サービス及び指定通所支援の見通し並びに計画的な基盤整備の方策

3 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項

- ・成果目標の達成に資するよう次の事項を定める。

① 実施する事業の内容

② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

③ 各事業の見込量の確保のための方策

④ その他実施に必要な事項

4 関係機関との連携に関する事項

① 指定障がい福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

② 指定通所支援等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

三 都道府県障がい福祉計画及び都道府県障がい児福祉計画の作成に関する事項

四 その他

計画作成の時期、計画の期間、計画の公表

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項【新規】

一 障がい者等に対する虐待の防止

- 1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見
- 2 一時保護に必要な居室の確保
- 3 指定障害児入所支援の従業者への研修
- 4 権利擁護の取組
 - ・成年後見制度の利用を促進する。

二 意思決定支援の促進【県】

三 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

四 障がいを理由とする差別の解消の推進

五 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実